　　　　　　　　公園愛護協力会規約（例）

　（名称）

第１条　本会は、　　　　　　　　　　　　公園愛護協力会と称する。

（目的）

第２条　本会は、　　　　　　　　　　　　公園の美化及び保全活動を通じて公園愛護思想の高揚を図り、もって公園等の適正な維持管理に協力することを目的とする。

（会の活動内容）

第３条　本会は、第２条の目的を達成するため次の活動を行う。

⑴　公園の清掃（月１回以上）、除草（年１回以上）

　⑵　公園設備及び樹木の損傷等異常の発見・報告

　⑶　公園の利用マナー向上につながる活動（公園の美化啓発等）

　⑷　その他協力会の目的達成のために必要な活動

　（役員）

第４条　本会には、次の役員を置く。

　会長　　　　名

　副会長　　　名

　会計　　　　名

（役員の任務）

第５条　会長は本会を代表し、会務を統轄する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（役員の選出）

第６条　役員は、総会において会員の互選により選出するものとする。

　（役員の任期）

第７条　本会の役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

（附則）

本会規約は、　　　　年　　　　月　　　　日から施行する。